
プロジェクト 排出量取引制度に係る会計上の取扱い

項目 東京都の排出量取引制度に係る取扱いについての検討

本資料の目的

1. 本資料では、東京都の排出量取引制度のような、排出削減義務のある制度で GX 推進法に基づく排出量取引制度以外のものについて、本プロジェクトでどのように取り扱うことが考えられるかに関する事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

背景

2. 東京都では、2010 年 4 月から大規模事業所を対象に排出削減義務のある排出量取引制度が導入されている。当委員会では、第 199 回企業会計基準委員会（2010 年 4 月 9 日開催）において東京都の排出量取引制度の会計処理についての検討状況について説明がなされ、同制度の会計処理については実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 15 号」という。）に準じて取り扱い、必要に応じて引当金の計上又は偶発債務の注記で対応することとして、新たな取扱いを設けないことが確認された¹。
3. 第 551 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 24 日開催）において企業会計基準諮問会議から当委員会に対して提言された新規テーマ「排出量取引制度に係る会計上の取扱い」の内容には、今回のテーマにおける法的義務を伴う排出量取引制度の会計上の取扱いについての検討と実務対応報告第 15 号との関係の整理が含まれており、第 582 回企業会計基準委員会（2026 年 8 月 10 日開催）及び第 180 回実務対応専門委員会（2026 年 8 月 6 日開催）（以下「第 582 回企業会計基準委員会等」という。）では、2025 年 6 月に公布された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和 5 年法律第 32 号）（以下「GX 推進法」という。）の改正に基づく排出量取引制度（以下「GX 推進法に基づく排出量取引制度」という。）における制度対象事業者の会計上の取扱いを新たな実務対応報告として公表し、実務対応報告第 15 号は改正せず存続させることを ASBJ 事務局の提案としてお示しした。

¹ 第 199 回企業会計基準委員会（2010 年 4 月 9 日開催）議事概要

4. ここで、本プロジェクトにおいて新たな実務対応報告が公表された場合に、当該実務対応報告が GX 推進法に基づく排出量取引制度以外の排出削減義務のある制度（すなわち、排出削減に係る義務を課された対象者が当該義務の履行にあたり支出を要する制度）にも適用されるか否か、また、既存の排出削減義務のある制度である東京都の排出量取引制度にも適用されるか否かについて、整理しておく必要があるものと考えられる。

事務局の分析

(新たな実務対応報告の適用範囲)

5. 実務対応報告第 15 号は企業ごとに排出削減義務が課される場合の会計処理を定めていない。このため、現行の会計実務では排出削減義務が課される制度の会計処理により近い会計処理として、保有する排出枠又はクレジットについては実務対応報告第 15 号の排出クレジット及び排出枠の定めを参考にするとともに、将来の義務の履行に関しては企業会計原則注解 18 の引当金の定めが適用されていると考えられる。
6. これに対して、本プロジェクトで公表する新たな実務対応報告では、排出削減義務が課される GX 推進法に基づく排出量取引制度の会計上の取扱いを定めるとしており、GX 推進法に基づく排出量取引制度の次のような特徴に着目し、目標値等の閾値を上回るか下回るか（条件付の義務又は権利の考え方）に基づき、排出目標の達成に係る損益並びに資産及び負債を計上することが制度の実態を表すとして基準開発を進めてきた。
 - (1) 制度対象事業者には排出削減義務が課されており、排出目標の未達成の場合には追加の支出が必要となる一方、排出目標の達成の場合には余剰の排出枠を獲得する。
 - (2) 排出枠には市場価格が存在し、他者から購入した排出枠を排出削減義務の履行に充当できる。
7. GX 推進法に基づく排出量取引制度以外の制度であっても、排出削減義務が課される場合であって前項に示したような特徴を有する制度は、制度の実態をよりよく表す観点からは、実務対応報告第 15 号ではなく、新たな実務対応報告の会計処理に準じて会計処理することが考えられる。ただし、GX 推進法に基づく排出量取引制度以外の制度に GX 推進法に基づく排出量取引制度との相違点がある場合には、当該相違点を新たな実務対応報告の会計処理に反映して適用する必要があると考えられる。

(東京都の排出量取引制度)

8. 前項のように整理した場合、排出削減義務が課される制度として既に運用されている東京都の排出量取引制度についても、新たな実務対応報告を適用するか否かを検討しておく必要がある。
9. 東京都の排出量取引制度の概要は別紙に記載のとおりであり、次のような特徴がある。
 - (1) 対象者は排出削減義務を負い、設定された削減率を達成できない場合に当該制度において適格なクレジットを調達するなどして義務を履行しなければならない。一方、設定された削減率を達成できた場合には、その超過削減量についてクレジットの発行を受けることができる。
 - (2) 超過削減量のクレジットに常設の取引市場はなく、当事者間の相対取引により売買が行われる。購入したクレジットは義務の履行に充当することができる。
10. 前項(1)については、排出削減に係る義務を課された対象者が当該義務の履行にあたり支出を要する制度であり、排出実績に応じて条件付の義務又は権利が存在する制度であるという観点でGX推進法に基づく排出量取引制度と東京都の排出量取引制度は同じであると考えられる。一方、前項(2)の東京都の排出量取引制度の特徴としてクレジットに市場価格が存在しない点は、本資料第6項で挙げたGX推進法に基づく排出量取引制度の特徴とは異なる。この点、新たな実務対応報告においては市場価格を用いて会計処理を行うとしており、東京都の排出量取引制度は排出削減義務があっても新たな実務対応報告をそのまま適用することができないため、市場価格に代わる価格を用いることが考えられる。
11. この点につき、東京都の排出量取引制度における超過削減量のクレジットの場合は、取引価格に関する情報として東京都がホームページで公表する申告価格や査定結果が存在する。しかしながら、これらの情報は頻繁に更新されるものではなく、一部の相対取引の情報を加重平均などの方法により加工した情報であり、公表される金額には幅がある²。また、その他の情報としては、制度対象者が保有する超過削減量のクレジットを実際に売却した場合の取引価格がある。
12. 市場価格に代わる価格を用いるにあたっては、公表される価格情報の特性を踏まえた検討が必要となると考えられる。例えば、排出削減義務を履行するための費用及び引当金

² クレジットの移転（振替）申請時の申告価格として東京都による集計結果に基づく取引量レンジごとの加重平均価格は公表されているが、「全取引のうちクレジット移転（振替）時に価格記載のあった一部の事案を集計したものであるため、加重平均値として算出されている数値も現在の取引の実態を示すものではなく、あくまで限られたデータの中での統計値である。」とされている。（「移転（振替）申請時の申告価格（第三計画期間の整理期間 2025 年 12 月-2026 年 5 月）」（東京都環境局 2026 年 6 月 15 日更新））

については、最善の見積りとして、前項で示した取引価格に関するいずれかの情報に自社で見積る不足削減量を乗じて算定し、計上することが考えられる。一方、確定した超過削減量のクレジットを入手した場合の利益及び資産については、費用及び引当金の計上よりも確実であることが求められると考えられるため、利益及び資産の獲得についてより確実であると考えられる取引価格に基づき会計処理することになると考えられる。このように、東京都の排出量取引制度についてはクレジットに市場価格が存在しないため、市場価格に代わり適切と考えられる取引価格に基づき会計処理することが考えられる。

事務局の提案

13. 以上の分析を踏まえ、本プロジェクトで公表する新たな実務対応報告の適用については、次のとおりとはどうか。
- (1) 新たな実務対応報告は、GX 推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の会計処理及び開示に適用するとともに、排出削減義務のある制度における制度対象者の会計処理及び開示についても準用する。ただし、GX 推進法に基づく排出量取引制度以外の制度に GX 推進法に基づく排出量取引制度との相違点がある場合には、当該相違点を新たな実務対応報告の会計処理を反映して適用する必要があると考えられる。
 - (2) 上記(1)の準用において、東京都の排出量取引制度についてはクレジットに市場価格が存在しないため、市場価格に代わり適切と考えられる取引価格に基づき会計処理することが考えられる。

ディスカッション・ポイント

第 5 項から第 12 項までの事務局の分析及び前項に記載した事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

以 上

(別紙) 東京都の排出量取引制度の概要

1. 東京都の排出量取引制度は、次のような制度である。

- (1) 制度対象者は、3 か年連続してエネルギーの使用量が原油換算で 1,500kL 以上の特定地球温暖化対策事業所（基本的に建物・設備単位）の所有者であり、燃料・熱・電気の使用に伴って排出される二酸化炭素の排出量について削減義務を負う。
- (2) 5 年間を 1 計画期間（義務の対象期間）³とし、建物の区分（オフィスビル、工場等）ごとに各計画期間の削減率が設定される。
- (3) 義務を履行する手段として、各事業所に適した削減手法を選んで自ら削減する方法、前計画期間での超過削減量を次計画期間の義務履行に充当する方法、及び他者が削減対策の実施により創出した削減量等⁴を取引により調達する方法がある。
- (4) 義務の履行期限は計画期間の終了後 1 年 6 か月間の整理期間の末日であり、義務不履行となった場合には、措置命令として義務不足量の 1.3 倍の削減命令が課され、一定期間に履行できない場合は知事が代行して調達し、費用が請求されるとともに罰金（上限 50 万円）が科される。
- (5) 超過削減量は、計画期間の終了後に削減義務量及び総排出量が確定した段階（義務履行状況が確定した段階）で、東京都によってクレジットとして発行される。また、削減義務量を計画期間中の各年度に按分して算定する方法を選択した場合は、その超過した削減量を計画期間中の 2 年度目から前倒しで発行及び移転の申請をすることも可能である。
- (6) 発行された超過削減量のクレジットは東京都の削減量口座簿で電子的に管理され、制度上の移転は当事者間の相対取引により行われる。
- (7) 超過削減量のクレジットには有効期限が設定されており、原則として次計画期間の義務履行に利用できるが、当該計画期間の整理期間終了後は失効する。

以 上

³ 現在、第 4 計画期間中（2025 年 4 月から 2030 年 3 月）である。

⁴ 東京都の排出量取引制度における超過削減量のほか、オフセットクレジットとして都内中小クレジット、再エネクレジット（グリーンエネルギー証書等）、都外クレジット、埼玉連携クレジットが義務履行手段として活用可能である。